

地域コンテンツ研究会規約

制定 2012（平成24）年9月1日

最終改正 2025（令和7）年3月3日

（名称）

第1条 本会は、「地域コンテンツ研究会」（以下、「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、近年の文学、映像などの表象文化の諸作品、いわゆるコンテンツ作品と地域性に関するさまざまな研究を発展させ、当該研究に関心を持つ国内外の研究者およびその他の者の交流ならびに協力の促進に寄与することを目的とする。

（所在地）

第3条 本会の所在地は、会長の居所とする。

（会員の要件）

第4条

1. 本会の目的に賛同する個人は、本会の会員になることができる。
2. 本会の会員となるには、本会の会員である者の推薦を受け、理事会において承認を受けなければならない。

（会員の権利）

第5条 本会の会員は、次の権利を有する。

- (1) 本会の研究会において研究報告する権利
- (2) 本会が企画するプログラム、事業などに参加する権利
- (3) 本会の総会に出席し、自由に発言し、かつ議決に参加する権利

（会員の責務）

第6条 本会の会員は、次の責務を果たさなければならない。

- (1) 総会の定めるところに従い、会費を納付すること。正当な理由なく1年以上会費を滞納した者は、理事会において退会したものとみなすことができる。

（会員の退会および除名）

第7条

1. 本会からの退会を希望する会員は、事務局に通知するものとする。
2. 会員が次のひとつに該当すると判断される場合は、総会において当該会員の除名を決議することができる。
(1) 本人の死亡(2) その他本会の会員としての立場を継続しておくことが適当でない判断される場合

（本会の事業）

第8条 本会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) コンテンツ作品における地域表象についての研究
- (2) 地域文化とコンテンツ作品の関係性についての研究
- (3) その他コンテンツ作品と地域性に関する研究
- (4) 研究会の開催
- (5) 本会の目的に寄与すると判断される外部講師を招聘しての講演会、討論会などの事業
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要と判断される事業
(本会の運営)

第9条 本会の運営は、会員で構成される総会を通じて行われ、その意思決定がなされる。

(本会の役員およびその職責)

第10条

1. 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長（1名）
- (2) 理事（5名以内）
- (3) 事務局（1名）

2. 会長は本会を代表し、本会を主宰する。

3. 理事は、会務を処理する。会長が前号の業務を行えないとき、その1名が会長を代行する。

4. 事務局は本会の会計を担当する他、本会の事業および運営のために必要な事務作業を行う。

(役員を選任および任期)

第11条

1. 理事は、本会の会員の中から、会員による無記名の投票により選挙する。選挙権を有するのは、選挙が実施される総会の前日までに入会していた会員とする。被選挙権を有するのは、選挙が実施される総会に対応する前年度までに入会し、同期までの会費を既に納めている会員とする。選挙において同点者が生じた場合は、抽選によって当選者を決める。2. 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3. 役員が任期の途中で交替することになった場合、新任者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

4. 会長は、理事会において互選する。

5. 事務局は、理事会の指名により、会員の中から選出する。

(総会)

第12条

1. 通常総会は、年1回開催する。通常総会の開催日は、研究会が行われる日とする。

2. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、もしくは、会員総数の3分の1以上から要請があった場合に開催する。電子的な方法によって行うことを可とする。

3. 総会は会長が招集し、会長が議長となる。総会開催の定足数は、選挙権を有する会員全員の過半数とする。

4. 総会の議事は、当該総会に出席した会員（書面または電子的な方法で委任の意志を表示した者を含む）の過半数の賛成によって決し、可否同数のときは議長が決する。ただし、第 19 条および第 20 条に定める決議は、例外とする。

第 13 条 総会の決議事項は、次の通りとする。

- (1) 規約の変更
- (2) 予算ならびに決算
- (3) 事業計画
- (4) 会員の除名
- (5) その他理事会において必要と認めた事項
(理事会)

第 14 条

1. 理事会は、会長が必要と認めたとき、または、理事の半数以上が必要と認めたとき、会長が招集する。
2. 理事会の定足数は、理事の過半数とする。
3. 理事会の議事は、出席者（委任状による出席の会員を含む。）の過半数の賛成によって決し、可否同数のときは議長が決する。

(研究会)

第 15 条

1. 研究会は、少なくとも年 1 回開催する。
2. 研究会の開催日は、原則として毎年 9 月ないし翌年 3 月とする。研究会の開催については、理事会において開催地・開催方法・開催内容等を具体的に検討するものとする。

(地域支部)

第 16 条

1. 本会の下部組織として、地域支部を設けることができる。
2. 地域支部については、支部設立発起人の提起のもと、総会で設置を議決する。
3. 地域支部運営の詳細については、別途これを定める。

(会計)

第 17 条

1. 本会の経費は、会費、補助金その他の収入を充てる。
2. 本会の会計ならびに経理は、事務局がこれを行う。
3. 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(会費)

第 18 条

1. 本会の会費年額については、総会でこれを議決する。
2. 会費については、特例を設けることができる。
3. 既納の会費、寄付金等は払い戻さない。

(会則の改正)

第 19 条 この規約を改正するには、総会に出席した会員の 3 分の 2 以上の賛成をもって決議しなければならない。

(細則)

第 20 条 本会の解散は総会および理事会で 3 分の 2 以上の賛成が得られた場合、これを行うことができる。

第 21 条 本会解散の場合、清算の結果生じた残余の処分は総会の決議による方法によって行う。

第 22 条 この規約に定めるものの他、本会に関する必要な事項は、総会が定める。

附則

1. この規約は、2012 年 9 月 1 日から施行する。
2. この規約の改正は、2025 年 3 月 3 日から施行する。
3. 2019 年 4 月 1 日より、会費は次の通りとする。
 - (1) 正会員 年間 3,000 円
 - (2) 学生会員 年間 1,000 円

以上